

## 決議 16.3 [ 仮訳 ]

### CITES 戦略ビジョン：2008 ～ 2020 年

締約国会議は

この決議の付記として CITES 戦略ビジョン：2008 ～ 2020 年を採択する。

#### 付記 CITES 戦略ビジョン：2008 ～ 2020 年

##### 総論

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）は 1973 年 3 月 3 日に採択された。同条約は 10 カ国による批准後、1975 年 7 月 1 日に発効した。

以来、条約を批准、承認、受諾、あるいは加盟した国の数は増え続けた。178 カ国の締約国を有する CITES は、最も重要な国際自然保護条約のひとつとして広く認識されている。この期間中、締約国会議は変化する状況に対応する能力があることをみずから示し、決議並びに決定の採択を通じ、ますます複雑化する野生生物の取引と保護をめぐる問題に対して実際的な解決策を構築する能力があることを実証してきた。

第 9 回会議（フォートローダーデール、1994 年）で、締約国会議は条約の有効性に関する検証を委託した。この検証の主な目的は、条約の目標達成度と CITES 発足以来の進歩を評価し、さらに、最も重要な点として、条約の強化に必要な欠点と要件の特定を行い、将来の計画作りに役立てることであった。第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で、締約国会議は検証の指摘事項と勧告を施行するための行動計画に合意した。ひとつの中心的な指摘として戦略計画の必要性が挙げられ、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で、締約国会議は「2005 年へ向けた戦略ビジョン」と「行動計画」を採択した。

第 13 回会議（バンコク、2004 年）で、締約国会議は戦略ビジョンと行動計画の効力を 2007 年末まで延長する決定 13.1 を採択した。同じ決定で、特に 2010 年までに生物多様性の損失速度を大幅に減少させるという持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）の目標に寄与するために、2013 年へ向けた新規戦略ビジョンを策定するための手続きも確立した。現行の文書は、当該プロセスの結果である。

第 16 回会議（バンコク、2013 年）で、締約国会議は戦略ビジョンと行動計画の効力を 2020 年まで延長し、生物多様性条約締約国会議により採択された生物多様性戦略計画 2011 年 -2020 年、生物多様性愛知目

標の達成、および国連持続可能な開発会議の関連する結果に寄与するための改正を盛り込んだ。この新規戦略ビジョンで、

CITES 締約国会議は、新ミレニアムにおける条約の方向性の概略を示し、その付託事項の枠内で以下の項目を考慮に入れる。

- － CITES に関連する国連ミレニアム開発目標への寄与。
- － CITES に関連する生物多様性戦略計画 2011 年 -2020 年および生物多様性条約締約国会議により採択された愛知目標の実行への寄与
- － 国連持続可能な開発会議（2012 年）の関連する結果の実行への寄与
- － すべての生命が依存する世界的な生態系の不可欠な一部としての野生生物の保全への寄与。
- － 生産国と消費国で影響力のある文化・社会・経済的な要因。
- － 保全政策並びに実務の発展における透明性と市民社会の幅広い参加の推進。
- － 非持続可能な国際取引の対象である野生動植物のいかなる種へも取り組むために、首尾一貫し、国際的に合意された科学的証拠に基づくアプローチが採用されるよう保証すること。

##### 目的

戦略ビジョンには二重の目的がある。

- － 条約の働きを改善し、野生動植物の国際取引が持続可能な水準で行われるようにし、かつ、
- － CITES の方針立案が、国際的な環境優先事項と相互支援的で、条約条件／内容と合致する新しい国際的イニシアチブを考慮したものになるよう保証する。

##### 構造

この目的を達成するために、戦略ビジョンの中核的

要素として、同等の優先順位を持つ3項目の幅広い目標が特定された。

- **目標1**：条約への準拠および条約の施行並びに執行を保証すること
- **目標2**：条約の運営と施行に必要な財源と手段を確保すること
- **目標3**：CITES その他の多国間条約との間でプロセスに首尾一貫性を持たせ、相互支援的に保証することにより、生物多様性の損失速度の大幅な減少、関連する国際的に合意された目標およびターゲット／目的の達成に寄与すること

これらの目標は、CITES が従来備えている長所を統合し、条約の任務の施行を保証し、関連多国間環境協定並びに関係のある条約、協定、協約との関係性をいっそう改善することをねらいとする。

これら各目標に沿った枠組みの中で、この戦略ビジョンでは達成すべきいくつかの目的を特定する。常設委員会がそれらに対応する進捗の指標を用意し、締約国会議がそれらを再検討する。

この文書は、決議並びに決定の既存の本文を将来さらに発展させるための枠組みを提供する。それにより目標と目的の達成方法に関する指針が示されるはずで、一方、締約国会議、委員会または事務局が適宜、必要な対策を講じる。また、この文書は締約国にとり、合理的な経費の利用および財源の効率的かつ透明な使用の必要性という観点から、活動の優先順位の決定、および活動に対する最善の資金提供方法の決定を助ける手法として役立つ。

戦略ビジョン中で「取引」に言及した場合はすべて、条約第1条で定義する取引を意味することに留意すること。

## CITES ビジョン表明

いかなる動植物の種も、国際取引を通じた非持続的な利用の対象とならず、また、非持続的な利用が継続しないよう保証することにより、生物多様性の損失速度の大幅な減少に寄与し、関連する生物多様性愛知目標の達成に対して顕著な寄与をすること

### 戦略目標

#### **目標1 条約への準拠および条約の施行と執行を保証すること**

##### **前書き**

条約の有効性は、野生動植物の消費国か生産国かを問わず、全締約国による条約の完全施行に依存する。

一方、完全施行は各締約国の以下の要素に依存する。

- 条約とその原則に従うという公約
- 科学的専門知識と分析
- 実施能力強化
- 執行

##### **条約とその原則に従うという公約**

条約が適正に機能することは、かなりの部分、条約とその原則に準拠し、かつそれらを施行するという締約国の公約に依存する。

- 目的 1.1** 締約国は適切な政策、法律、手続きを通じ、条約における義務に従う。
- 目的 1.2** 締約国は透明性があり、実用的、首尾一貫し、利用しやすく、管理上の不必要な負担を減らすような管理手続きを導入する。

**目的 1.3** 国内での条約の施行が、締約国会議で採択された決定と一致する。

**目的 1.4** 附属書が種の保護に関する必要性を正しく反映する。

**目的 1.5** 有害でないという判断は入手可能な最良の科学情報に基づく。

**目的 1.6** 締約国は共有する野生生物資源の管理について協力する。

**目的 1.7** 締約国は違法野生生物取引を削減するために条約を執行している。

**目的 1.8** 締約国と事務局は適切な実施能力強化プログラムを整える。

#### **目標2 条約の運営と施行に必要な財源と手段を確保すること**

**目的 2.1** 条約の運営を保証するために十分な財源がある。

**目的 2.2** 条約への準拠および条約の施行並びに執行を保証するために、国内・国際レベルで十分な財源が確保される。

**目的 2.3** 実施能力強化プログラムを施行するために、

国内・国際レベルで十分な財源が確保される。

**目標 3** CITES その他の多国間協定等との間でプロセスに首尾一貫性を持たせ、相互支援的であるよう保証することにより、生物多様性の損失速度の大幅な減少に寄与することおよび、関連する国際的合意目標や目的を達成すること

**目的 3.1** 現在優先されている活動への財源を縮小することなく、CITES に関連する保護並びに持続可能な開発プロジェクトを支援するために、CITES と国際的財政メカニズムとその他の関連制度との協力を強化する。

**目的 3.2** CITES の役割と目的に対する認知を世界的に向上させる。

**目的 3.3** 関連する国際環境・貿易・開発機関との協力

を強化する。

**目的 3.4** 野生動植物の国際取引が持続可能な水準で行われるよう保証することにより、関連するミレニアム開発目標、WSSD で設定された持続可能な開発目標、生物多様性戦略計画 2011-2020、関連する生物多様性愛知目標、および国連持続可能な開発会議の関連する結果へのCITES の寄与を強化する。

**目的 3.5** 商業目的で搾取されるものを含め、非持続可能な取引により絶滅のおそれが生じる可能性がある種に対する首尾一貫した協調的な取り組みを達成するために、締約国並びに事務局は、適宜、自然資源を扱う関連する国際機関および協定と協力する。 ■